

(13) 有価証券の評価

36—36 使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券（令第84条各号に掲げる権利で同条の規定の適用を受けるもの及び法人税法第2条第14号に規定する株主等として発行法人から与えられた株式（これに準ずるものを含む。）を取得する権利を除く。）については、その支給時の価額により評価する。この場合における支給時の価額については、23～35 共—9 及び昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」の第8章第2節（（公社債））の取扱いに準じて評価する。

【解説】

本通達は、使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券については、その支給時の価額（時価）によって評価することを明らかにするとともに、その支給時の価額の具体的な求め方を示したものの。

【改正の趣旨等】（省略）